

5. 銀行合同と日本銀行

(1) 銀行合同の推移

昭和11年（1936年）、わが国は準戦時体制に入ったが、そのなかで同年5月、衆議院において馬場鑓一蔵相はいわゆる「一県一行主義」を明確に打ち出した。もっともこのような考え方は、ここで急に言われるようになったものではない。それはかなり以前、大正末期ごろから政府が「地方的合同」の最終的な姿として考えていたものであり、「一県一行主義」に類する用語は当時から使われていた⁽¹⁾。とくに「銀行法」に基づく法定資格取得猶予期間満了後の昭和8年8月、政府は銀行合同について、それまでの預金者保護を主眼とした政策を変更して、新しく金融統制（とくに国債の円滑な消化）を主眼として、一府県または経済的に一単位とみなされる地域内の全金融系統を整備するという方針を決定していた⁽²⁾。したがって馬場蔵相の「一県一行主義」も、基本的にはこの昭和8年の新方針を踏襲したものといえる。それにもかかわらず昭和11年の馬場蔵相の言明は、当時の金融界に大きな波紋を呼ぶことになったが、それは、そこに馬場蔵相の準戦時体制に即応する強い姿勢をみただけに外ならない。

昭和12年2月に発足した林内閣の結城豊太郎蔵相は、この馬場前蔵相の方針を緩和する考え方を表明したものの⁽³⁾、その後間もなく日中戦争が勃発したため、金融統制は一段と強化され、銀行合同政策も実質的には後戻りすることはなかった。戦時下における銀行合同は、強力な金融統制を実施するための体制作りという意味を持つものであったが、同時にそれには地方銀行の経営面からの要請があったことも見逃すことはできない。つまり戦時統制経済は、軽工業部門や商業部門の衰退を余儀なくさせるから、これら部門を融資基盤としていた地方銀行の経営も圧迫されることになるが、そのような背景のもとで、これら銀行の経営の合理化・基盤強化という観点からも合同の必要が生じていた。以上のような事情から、日中戦争下において銀行合同は逐次進められた。普通銀行の1県1行化は、

第2章 戦時統制下の日本銀行

昭和11年末において奈良・鳥取・徳島・沖縄の4県ですでに完成をみていたが、昭和16年末までに北海道・岩手・栃木・群馬・神奈川・山梨・島根・岡山・香川・愛媛・宮崎の11道県がこれに加わった。なお昭和16年7月の松江・米子両行の合併による山陰合同銀行設立により、鳥取県に本店を置く普通銀行は消滅した(表5-1)。

昭和16年12月の太平洋戦争開戦前後から金融機構の再編が盛んに言われるようになり、その重要な柱として1県1行化はいっそう強力に推進されるようになった。とくに注目されなければならないのは、昭和17年5月16日の「金融事業整備令」(勅令第511号)公布施行と同月23日の「全国金融統制会」の発足であった。前者は政府に対し金融機関の整理統合を命令する法的権限を付与したもので、それまでの銀行合同においても当局の指導・勸奨にはかなり強引なものがあつたが、以後この勅令は銀行に対する無言の圧力となつてそれらの合同を促進した⁽⁴⁾。後者は本行が中心となつて運営された金融統制団体であつたが、その事業の一つに金融事業の整備促進が掲げられており、太平洋戦争下の銀行合同に主要な役割を果たした。

こうして普通銀行の1県1行化は急速に進展し、昭和20年8月の終戦時において複数の普通銀行が存在した都道府県は、東京・大阪のほかは青森・秋田・山形・新潟・福井・岐阜・静岡・愛知・三重・兵庫・佐賀・長崎と全都道府県数の約4分の1にすぎなかつた(なお福井・愛知両県では終戦直後に「一県一行」が実現した)。また昭和18年以降、以上のような地方銀行の合同のほかには都市大銀行間の合同が行われたのも、太平洋戦争期の特色であつた。その象徴的な事例は、第一・三井両行の合併による帝国銀行の発足(昭和18年3月)であつたが、このほか三菱銀行が第百銀行を、安田銀行が日本昼夜銀行および昭和銀行を、また帝国銀行が十五銀行をそれぞれ吸収合併した(昭和18年4月～19年8月)。この間貯蓄銀行と普通銀行との合同も盛んに行われ、また昭和20年5月には東京・大阪・名古屋の9貯蓄銀行が合同して「日本貯蓄銀行」を設立した結果、終戦時の貯蓄銀行はこの日本貯蓄銀行のほか、青森・青湾・森田・鳥取の4貯蓄銀行を残すのみとなつた⁽⁵⁾。大正10年(1921年)以降、日本勸業銀行へ併合されつつあつた

表5-1 都道府県別普通銀行数推移

	明治 34年	大正 11年	昭和 2年	7年	11年	16年	20年		明治 34年	大正 11年	昭和 2年	7年	11年	16年	20年
北海道	10	11	8	5	5	1	0	福井	20	19	16	6	4	2	1
青森	22	30	23	14	14	8	2	山梨	62	61	56	21	11	1	1
岩手	8	11	10	5	4	1	1	長野	113	97	62	17	16	6	1
宮城	5	13	9	3	3	2	1	岐阜	29	34	28	11	8	4	2
秋田	15	15	13	5	5	2	2	静岡	160	140	105	25	20	10	3
山形	25	31	29	19	16	5	3	愛知	56	34	29	17	14	4	1
福島	25	42	39	18	11	7	1	三重	28	20	9	6	6	4	2
茨城	52	41	13	5	4	3	1	滋賀	21	15	13	6	4	3	1
栃木	38	52	31	13	5	1	1	京都	59	38	26	13	9	4	1
群馬	32	30	22	7	6	1	1	大阪	72	54	35	23	19	13	3
埼玉	39	39	31	12	11	4	1	兵庫	163	147	115	44	34	12	2
千葉	60	39	27	5	5	5	1	奈良	24	7	5	4	1	1	1
東京	120	137	91	23	18	13	4	和歌山	33	31	16	7	5	2	1
神奈川	34	45	33	13	11	1	1	鳥取	9	12	10	4	1	0	0
新潟	74	72	46	16	10	8	2	島根	23	16	6	3	3	1	1
富山	36	41	35	24	17	5	1	岡山	43	33	11	3	2	1	1
石川	43	39	30	18	16	3	1	広島	25	34	15	5	4	4	1
								山口	21	20	12	6	6	6	6
								徳島	2	4	3	2	1	1	1
								香川	16	14	6	4	2	1	1
								愛媛	49	38	32	14	9	1	1
								高知	4	6	4	2	2	2	1
								福岡	83	81	62	30	29	8	1
								佐賀	20	34	28	17	15	4	2
								長崎	26	32	19	9	8	3	2
								熊本	18	19	13	7	6	4	1
								大分	38	41	30	13	13	6	1
								宮崎	8	9	10	4	2	1	1
								鹿児島	3	12	12	5	4	3	1
								沖縄	1	3	1	1	1	1	-
								台湾,樺太	-	6	4	4	4	4	3
								計	1,867 (1,890)	1,799	1,283	538	424	186	61

(注) 1. 各年末。

2. 明治34年計数は「未開業其他ノ事故ニ依リ報告書未達」分を除く。「計」のかつこ内は銀行総数。

3. 太平洋戦争終戦時(昭和20年8月15日)現在でみれば銀行数65行。

(出所) 大蔵省『銀行営業報告』、『銀行局年報』、『銀行総覧』および日本銀行「銀行事項月報」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第9巻、大蔵省印刷局、昭和39年、所収)等により作成。

各府県の農工銀行は、昭和19年9月の残存5行（福島県、茨城県、神奈川県、愛知県、岡山県）の日本勧業銀行への合併を最後に、その歴史を閉じた。⁽⁶⁾

以上のような銀行合同は、形式上は政府や本行の指導・勧奨によるものであったが、その実態は強制に近いものが少なくなかった。そこでは個別経営体の特殊な事情はあまり顧慮されることなく、当局のプランを下敷きにして銀行合同を強行しようという傾向が強かった。こうした傾向は戦争が進行し、経済統制が強化されるにつれていっそう顕著なものになったことはいうまでもない。したがってそこには多くの不満や摩擦が生じたのも当然であった。なかには最後まで当局の合同案に抵抗してその勧奨に応じなかった例や、当局の強い要求によりいったんは営業譲渡契約を締結しながら、敗戦という事態の急転回によって結局その契約が破棄されたという例もあった。

この間本行は、大蔵省の出先機関が各府県ごとには存在していなかったという事情もあり、銀行合同政策の推進に努力した。本行は日常の接触を通じて個々の市中銀行の内情をよく知っていたから、合同政策を進めるに際しても、その枠内でできるだけ実情に即した無理のない形にするよう配慮し、また合同条件をまとめる場合に公平な第三者としてその仲介に当たることが多かった。銀行合同に対する本行の関与の仕方は、そのときの事情により多様であるが、概して言えば全国金融統制会発足以後は、合同プランを進めるに際して本行がかなり重要な役割を演じた例が増えたように思われる。以下、戦時期の銀行合同について、本行が実際にどのように関与したか、その実情を具体的にみていくことにしよう。

- (1) 例えば本行においても、大正13年3月当時の文書の中に「県下一行主義」という表現を用いたものがあるし、また政府関係者の発言の中にも「一府県一行主義」（昭和2年11月25日、第26回関西銀行大会における三土蔵相の演説）や「一行主義」「二行主義」（昭和2年10月、奈良県における原邦道検査官の発言）といった表現がみられる（日本銀行保有資料『銀行事項』大正13年および昭和2年、『銀行通信録』第84巻第503号、昭和2年12月20日、95ページ）。
- (2) 進藤寛「戦時下における地方銀行の合同」（金融経済研究所『金融経済』第66号、昭和36年2月）75ページ。
- (3) 例えば昭和12年4月20日、第32回全国手形交換所聯合会における結城蔵相の演説（日本

銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第6巻、大蔵省印刷局、昭和38年、所収）420ページ。

- (4) 後藤新一『昭和期銀行合同史』金融財政事情研究会、昭和56年、73ページ。
- (5) 協和銀行史編集室『本邦貯蓄銀行史』同行、昭和44年、261ページ。
- (6) 日本勧業銀行調査部『日本勧業銀行史』同行、昭和28年、716ページ。

(2) 日中戦争下の銀行合同と本行

本行が銀行合同に対し積極的姿勢を示すようになったのは、おおむね日中戦争が進展しはじめてからのようである。もちろんそれまでも本行は銀行合同を基本的には好ましいことと考え、側面からそれを支援してきた。合同を通じて弱小銀行を整理していくことは、個々の銀行の経営基盤を強化するだけでなく、金融界全体の安定に寄与するからである。また昭和8年（1933年）に新しい都市大銀行の出現として注目された三和銀行の設立も本行のあっせんによるものであった。⁽¹⁾

このように日中戦争前から、銀行合同に対し本行が積極的役割を演じた例はいくつかあるが、しかし全体としてみれば、当時の銀行合同に対する本行の取組み方はどちらかといえば受け身で、したがって合同の成否いずれにせよ無理をしないという姿勢が目立った。この点、政府の銀行合同に対する態度とはややニュアンスの異なるものがあったように思われる。ところが日中戦争の進展下において本行の銀行合同に対する姿勢に変化がみられるようになったのは、経済の戦時体制化が進む中で、金融再編成に対する要請がそれだけ強まったことを示すものであったといえよう。とくに本行は金融界安定の見地から、かねて内容不良と目されている地方銀行について特別考査を行い、その結果、必要と認めたものについては自ら整理案を作成し、また欠損補てん資金を融通し、あるいは首脳者の人選に当たるなど、積極的に弱体地方銀行の整理強化を推進した。⁽²⁾ 以下は日中戦争期において本行が積極的に関与した銀行合同の具体例である。

山陰合同銀行の場合

鳥取県では早くから銀行合併が進み、昭和10年11月の因幡銀行解散により、県内の普通銀行は米子銀行1行となっていた。一方当時、島根県の普通銀行は松江・石州・矢上の3行で、この中で松江銀行が最も規模の大きい銀行であった。この鳥取県の米子銀行と島根県の松江銀行の両行合併談は昭和8年ごろからうわさになっており、昭和14年に本行が松江銀行と米子銀行にそれぞれ本行職員を専務取締役として送ったのもその布石とみられていた。⁽³⁾翌15年4月に、両行について本行考査部の実地調査が行われたが、その結果両行とも業況が極めて悪く自力更生は容易でないことが判明した。しかも両行の営業地域は島根・鳥取両県にまたがって重複しており、両県の経済力からみて両行の更生のためには、まず両行の合同が必要と考えられた。

ただこのような合同案は、将来島根・鳥取の2県に普通銀行1行を目指すものとして特異なものであった。もっとも当時「一県一行」といっても、その基本的な考え方は、必ずしも道府県といった行政単位にこだわるものではなく「正確に表現せんとせば、寧ろ——一経済地域——中心銀行主義——とも称すべきもの」⁽⁴⁾ではあったが、それまで2県1行という事例は実際にはなかったから、この合同案が特異なケースであることに変わりはなかった。そうしたこともあってか、当時大蔵省の一部にも「米子銀行単独更生論」といわれる考え方があり、島根・鳥取両県を一经济圈とする「二県一行」の実現には賛否両論があったといわれる。⁽⁵⁾

こうした状況の中で、昭和16年3月1日、本行松江支店長に小田切武林が発令された。松江・米子両行の合同問題という懸案事項が待っていた小田切支店長は、着任後間もない同年3月23日に審査部長、宗像久敬にあて、次のような私信を送っている。⁽⁶⁾

愚見に依れば両行合併の件は既に延遷久しく、従て一刻も早く之を解決する必要があるものと被存候故、着任後火蓋を切る時機の到来を待ちつつありたる次第に有之候。然る処去る十九日米子、坂口頭取門脇取締役同伴にて挨拶の為め来店致候を以て、早速単独更生案……は同行の状態より見て百年河清を待つに等しき所以のものなるを説きたるに、坂口に於ても其実現性乏しきを認め、両行（松江米子）合併するときには本

行より低利融通其他の援助を受け得べき旨をいづこかにて（大蔵省方面？）暗示せられたるものの如く、右に言及の上米子の体面さへ維持出来れば合併に異論なき旨を言明し、重役を何人入れる（新銀行に）と言ふようなことは問題とせず、但だ従来合併に際しては重役の保証なるものままあるも之は御免蒙り度しと申添候。

依て体面の維持とは何を意味するやと反問致候に、坂口は松江と米子とは何れも資産状態悪しく且つ両者間に於ても優(松)劣(米)の差あることを認む、従て合併に際し切捨の程度に差あることは致方なきも、一株対一株にて行き度しとのことにて、多少曖昧の点有之候を以て、小生はポイントを明確ならしむる必要ありと認め、其意味より坂口に対し貴方の希望を個条書として提出せられ度し、御希望中尤もと被考るものは可成貴意に添ふよう尽力致すべしと申置候。坂口の様子を観察するに話を切り出したる後は非常に明朗に相成候。恐らく彼としては肩の荷がおりた如く感じたるのかも知れず候（尤も楽観は禁物）。

……

松江銀行の方へは……米子の方の意思が明確になりてより交渉したる方宜敷かと被存候。

本行と大蔵省との間の連絡は密にして置かぬと大魚を逸する虞あり、……以上の件特に左の点を岸監理官及浜田普通銀行課長に御連絡願度、何分宜敷願上候。

一、坂口が合併の意思を表明したること

一、当方に於て坂口の希望条件を参考の為め問ひ合せ中なること

一、大蔵省内に於ける一県一行主義者（特に鳥取県に付之を主張するもの）の策動を押へられ度きこと

これに対し本店から大蔵省、岸監理官の意見が次のように伝えられている。⁽⁷⁾

此問題は鳥取県の方で横鎗を入れらるる虞充分あり、又大蔵省内にも米子ファンあり、旁余程うまく取運ばぬと仲々難しい仕事と思ふ。米子の単独更生は困難なりとするも、新銀行設立の方法も考へられる。自分でも猶一層事情を調べ遺漏なきを期し度

この書面からみると、大蔵省側もこの合同案にかなり神経を使っていたようであるが、しかし小田切が後年語ったところによれば「松江に着任して、新任の挨拶早々、口火を切つて見ると、意外にも、両行頭取とも賛意を表し、合併談は、恰も纏れた糸の糸口が見つかりほぐれて行くやうに、トントン拍子に進行し始め⁽⁸⁾た」という。こうして同年4月初め本行は松江・米子両行の合併案を作成し、大

蔵省とも交渉した。この合併案には、両行の資産内容の査定は大蔵省および本行に一任すること、合併に際しては本行から1500万円の長期・低利の資金融通を行うことなどが含まれていた。松江・米子両行もこうした条件に同意し、早くも4月28日、両行頭取は大蔵省において合併の覚書に調印した。合併後の新立銀行は本店を松江市に置くことにし、その行名は結城本行総裁により「山陰合同銀行」と命名された。また初代頭取には前本行文書局長、山内信次郎が就任し、「山陰合同銀行」は昭和16年7月1日をもって発足⁽⁹⁾した。その後同行は、同年10月、島根県に残った普通銀行2行（石州銀行・矢上銀行）を買収し、ここに名実ともに「二県一行」を実現したのである。

東海銀行の場合

愛知県所在の主要銀行の合同問題は、昭和8年末の三和銀行設立のころから話題となっていた。また昭和11年に馬場蔵相の「一県一行」主義が表明された際の当局の構想では、愛知県内の銀行を漸次、愛知・名古屋両行に併合していくというものであったと伝えられており、さらに昭和14年ごろには、本行、結城総裁がかねて親交のあった愛知銀行、渡辺義郎頭取に合同問題を考慮するよう促したり、伊藤銀行、佐々部晩穂副社長に対し愛知銀行との合同問題を持ち掛けたりしたと言われている⁽¹⁰⁾。

このように名古屋地方における銀行合同の気運はしだいに醸成されていたが、実際に愛知銀行、名古屋銀行、伊藤銀行、3行の合同問題が具体化したのは、昭和15年10月中旬である。すなわち、そのころ大蔵省は3行首脳を個別に招き合同に対する意向を打診したところ、3行ともこれに賛意を表したという⁽¹¹⁾。この合同については3行とも格別の異議はなく、話は比較的スムーズに進展したようである。ただ大蔵省がこの合同問題にかなり熱心であったのも事実であり、一方本行もまた、大蔵省が3行首脳を招く以前から、この問題にかかわっていた。そしてこの間本行と大蔵省、さらに合同当事者間にもデリケートないきさつが生じたこともあった。こうしたことは、問題の性質上、起こりやすいことではあろうが、以下、この間の事情を生々しく伝える伊藤英三郎名古屋支店長の総裁あて私信の

一部を紹介しよう。⁽¹²⁾

○ 昭和15年11月18日付

本日電話申上候件、左に詳報申上候

一、渡辺氏〔愛知銀行頭取〕今夜出発、明朝着京の上、御都合を伺ひて拝趨致す趣に候

一、浜田普通銀行課長、昨朝九時半頃、渡辺氏を訪問、二時間ばかり話して行かれし由に候

一、其節、課長は、先日、渡辺氏より、概括的に賛成といふ返事を得たるを以て、井倉氏〔名古屋銀行頭取〕にも話し居たる処、此度井倉氏より覚書の提出ありたるに付、之を愛知銀行頭取としてに非ずして箇人渡辺氏にお見せするを以て、渡辺氏よりも同様の覚書を提出あり度と申されし由に候

一、井倉氏の覚書は

一、両行は国策に従ひて合併する事、

二、(イ) 資産は両行で見合ふ事となるも一致せざる時は大蔵省に一任の事、

(ロ) 人事は大蔵省に一任の事、井倉の進退は大蔵省に一任の事、

との意味の事あり

一、右に対し、渡辺氏は、結構です、但し、資産は手形迄も一々見て居ては、時日を要するを以て、大体の検討に止め、あとは残存する会社に於て、期間、事柄等を定めて保証する事と致し度、と申したる処課長は御尤もですと申されし由に候

又、新銀行には充分なる資産を積立金として付けて置く事を要すべきも、之に対する税金は大変なものと相成る事かと存候が、此儀如何なものにやと伺ひたる処、課長は、全国に例あり、含みとして処理して、軽減せられる筈なるも、尚研究すべしと申されし由に候

又、渡辺箇人の進退は、成り行きに委せませす（辞めるとは申しませんでしたとの事に候、此点、含蓄ある様子に候）と申し置かれし由に候

○ 昭和15年11月22日付

本日佐々部氏〔伊藤銀行副社長〕来行、九日及十二日と拝趨したる後、直に三行を御呼出し相成事かと御待申上居たる処、井倉氏が十二日大蔵省へ覚書を提出したる旨、愛知銀行青木氏〔常務取締役〕より聞き意外なるに驚き居れり、大蔵省方面より聞けば、井倉氏は中根氏〔三和銀行頭取〕に相談し居たるらしいとの事に候処、何故に総

裁に相談せざるか、覚書を出さずにしても何故に総裁に前以て相談せざるか、或は御相談申したかも知れざれ共、大蔵省への回答は総裁へお委せして居ると何故に答へざりしか、不得已ば口頭位に止め置いて覚書を出さない事と何故にせざりしか、出すなら何故に総裁に出さざりしか、……自分としては之は矢張り三行が総裁の前へ揃つて出で、一切をお委せして御高配を受くべき筋合のものにて、大蔵省へ委せる事は従来の行き懸りもあり、筋違ふと思ふ……と申居候

○ 昭和15年12月13日付

愛知銀行は……十一月三十日重役会を開き「資産の査定及人事は当事者に於て出来る丈け協議すべきも出来ぬ時は、査定に付ては日銀は名古屋に支店あり、都合良きを以て、大蔵省は日銀と協議願ひ度し、人事は希望又は意見を固執して成立を妨ぐる意思無し、然れ共、将来出来る銀行は良きものに致度を以て、局に当る者は熟練の士を要す、仍て人選は日銀と協議願度し、右は重役会及外部に於て相談すべき先々の総合的意見なり」との意味の決議を為し、覚書と為して之を十二月二日課長に提出したる処、課長は中部主任水沢氏立会の上態度嚴重にて「大蔵省不信任じやないでしょうね」と云はれたれば、渡辺氏は返事に困り、「ソナナ事は考へません、日銀には従来御心配下さつて居るのでこんな事柄には御協議あり度いと思つて居ります」と答へたり、課長は中マキツク「大蔵省は監督官庁、日銀は中央銀行なり、一々協議出来ぬ、日銀とは連絡を取る、其意味で此覚書は預り置き、部内で相談します、まだ二三日居られるか」との事なり……中一日を置き……課長は其日は一人で、「十二月二日提出の書類に付、部内にて相談した、協議とあるは連絡の意味で良からう」と云はれしに付、宜敷旨答へたる処、課長は……「協議」とあるは連絡の意味に取られ度い……といふ意味のタイプライターで打ちし書類を示され、之に署名捺印する様に申されたり……大臣にも出し、内部の取廻し上にも、そう書いて貰ふ方都合宜敷を以て書いて呉れ、日銀も連絡の意味で良いといつて居るから出せといはれ、……

以上のような経緯があり、また合併条件の取りまとめはかなり難航したようであるが、12月15日、県庁において、大蔵省普通銀行課長、県知事、県経済部長、本行支店長ら立会いのもとに合併覚書が調印された。以下は調印に至るあわただしい1日の様子を伝える伊藤支店長の総裁あて報告(12月15日付)である。⁽¹³⁾

一、昨日御電話を頂き三行に連絡、御趣旨を伝えて強く決意を促し置候処、在名の青

木、井倉、藤野〔名古屋銀行常務取締役〕三氏夜半十二時頃遂に一致を見覚書（写甲）を作成、今朝青木氏其写を小役へ持参、総裁の御高配を深謝致候、一方電話により急に東京より帰名せる佐々部氏も今朝之に賛同致候

今朝早く小役支店へ参り候処八時頃浜田普通銀行課長電話し来られ支店へ出向く由申され候も、便宜役宅へ御来車を願ひ候、課長は知事、経済部長、商工課長に一応話されたる由にて其上にて午前十時半役宅へ中部主任水沢氏帯同御来着あり、渡辺、青木、井倉、藤野、佐々部、久野〔伊藤銀行常務取締役〕等、諸氏来車、極めて和やかに話合あり、役宅に四室を設けて使用に供し、主なる会談には小役立会ひ候、課長より大蔵省案覚書を示され、三行も其一一致せる案（写甲）を示し、三行の希望を容れて多少修正の上、午後二時覚書案(写乙)成立、課長予めの打合に抛り、児玉知事、安積経済部長立会の上、県庁知事応接室にて午後三時半三行、課長小役覚書五通に調印を了し、大蔵省日本銀行名古屋支店、三行に夫々一通宛保管のことと相成、午後六時、日本銀行支店にて課長、商工課長、小役立会、発表の筈に候

一、尚、三行に対して終始自発的にやること、大蔵省日本銀行の指導を拝謝して期待に背かざる様精進すべきこと、愈々の合併実行は多分来年四、五月頃となるべきに付それ迄に内部の統一を失はざる様、能率を鈍らさざる様、益々能率を挙ぐる様特に注意すること、発表の上は流言等に注意し、資金等の手当を充分に為し置くこと、貸出の引上等を濫りに為すが如き噂をせられざる様特に注意すべきこと等を篤と申渡し置候

その後翌16年3月27日、本行名古屋支店において3行による合併契約書の調印が行われ、6月9日から新銀行が発足した。新銀行の名称は結城総裁により「東海銀行」と命名され、また初代頭取には名古屋銀行頭取、井倉和雄（元本行名古屋支店長・文書局長）が就任した。⁽¹⁴⁾

- (1) 日本銀行調査局編「中根貞彦氏金融史談速記録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第35巻、昭和49年、所収）102～104ページおよび三和銀行行史編纂室『三和銀行の歴史』同行、昭和49年、99～112ページ。
- (2) 日本銀行史料調査室『日本銀行八十年史』同行、昭和37年、157～158ページ。
- (3) 山陰合同銀行行史編纂室『山陰合同銀行史』同行、昭和48年、195ページ。
- (4) 小宮陽「所謂一県一行主義の原理」（社団法人全国地方銀行協会『会報』第2号、昭和12年5月10日）4ページ。

第2章 戦時統制下の日本銀行

- (5) 前掲『山陰合同銀行史』195ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『銀行合同等に関する書信』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (7) 昭和16年3月25日付審査部長大久保太三郎から小田切支店長あて私信（同上所収）。
原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (8) 小田切武林『松かさ』「協和」編集部、昭和30年、4ページ。
- (9) 前掲『山陰合同銀行史』196～203ページ。
- (10) 東海銀行行史編纂委員『東海銀行史』同行、昭和36年、60～61ページ。
- (11) 同上、61ページ。
- (12) 前掲『銀行合同等に関する書信』。
- (13) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 前掲『東海銀行史』64～65ページ、73～75ページ。

(3) 太平洋戦争下の銀行合同と本行

本行の銀行合同方針

前述のように太平洋戦争開戦を契機に銀行合同は1県1行化に向かって強行されるようになったが、そのなかで本行は大きな役割を果たした。それは実質的に本行が運営していた全国金融統制会の任務の一つに金融機関の整理統合があったこととも関連していた。本行は昭和17年（1942年）6月、秘書役および全部局長を委員とする企画委員会を設置し、本行の重要施策の調査研究に当たらせることにしたが、その際この委員会の中に審査部長ほか5局長（営業・調査・考査・資金調整・国庫各局長）を委員とする特別委員会を設け、地方銀行経営に関する本行の指導方針を検討させた。特別委員会は1か月余にわたる検討の結果、8月上旬、地方銀行の整理統合に関し次のような方針を打ち出した。⁽¹⁾

イ、弱体銀行だけでなく中級地方銀行についても漸次合併の方法により整理統合し、規模の相当大きな有力地方銀行をつくることを目標とすること。

ロ、整理統合の目標としては「一県一行」等は一応の目安であって、これにとらわれることなく、各地方の実情に即して整理統合を実行すること。

ハ、地方銀行指導の万全を期するため、地方銀行全部を本行取引先とするようにし、預金少額その他の理由から本行取引先として実効の少ないと思われるもの

については、可及的速やかに整理統合させること。

ニ、預貯金吸収面において地方銀行の機能はしだいに貯蓄銀行に近似してきているので、地方銀行に貯蓄銀行業務の兼営を許し、さらに進んで地方銀行と貯蓄銀行との合併をも考慮すること。

ホ、地方事情については本行の支店長が最も精通しているので、地方銀行の整理合併については、大蔵省においても本行側と緊密な連絡を行うよう依頼すること。

次いで8月11日の企画委員会では総裁・理事も加わって、以上のような結論についての協議が行われた結果、地方銀行と貯蓄銀行の合併に関する事項を除き、妥当な結論として了承された。とくに「一県一行」を地方の実情に即して弾力的に運用していくという考え方については結城総裁も次のように賛成している⁽³⁾。

之は至当な考と思ふ、一県一行などと謂ふのはいけな、矢張り実情に即して行かねばならぬ。地方の実情には支店長が精通せる故合併に付ては大蔵省は本行支店長と打合せをして行く様にして貰はねばならぬ、之は皆一致した意見であらう。夫れなれば支店長方にも其の様に言つてやり、大蔵省にも今後合併に付ては斯う謂ふ様に打合せをして貰ふ様に連絡したがよい。

また貯蓄銀行については席上次のようなやりとりがあり⁽⁴⁾、結局結論を持ち越し、なお研究を続けることになった。

総裁 都市の大貯蓄銀行は全国的に店を出す様にするがよいかと思ふ、私が安田に居た時安田貯蓄は全国隅々に迄店を置く方針であつた。

一万田委員 私は貯蓄銀行は地方々々に置くべきだと思ふ。

総裁 其の様なことで経営が出来るか……地方の貯蓄銀行では採算が合ふまい、……

川北委員 貯蓄銀行は利鞘が細かい、だから大貯蓄銀行でも現在地方へ店を出して引合はないと思ふ、寧ろ地方銀行店舗に貯蓄業務をやらせる方がよい。

この問題は、さらに「都市大銀行、信託会社、貯蓄銀行等其制度体制ヲ如何ニ改正再編成スヘキカ」という問題に発展し研究されたが、11月中旬、おおむね次のような結論を得た⁽⁵⁾。

イ、普通銀行が多数存立している状態は、金融の一元的統制をはばみ、資金の効

率的運用上支障が多い。銀行自身の間にも合同必至の機運が熟しているから、この際普通銀行の整理統合をいっそう促進すべきである。すなわち、

(イ) 地方銀行については、大体東海・神戸・芸備の各行程度の規模を目標とし、地方の実情、ことに産業界の動向に即し、地方銀行30行程度への統合実現を期すること。

(ロ) 東京・大阪における大銀行の処置についても、その規模のやや小さいものは適宜合併統合を行わせる。さらに重要産業の経営形態の整備進捗とにらみ合わせ、大銀行相互の合併にまで誘導すること。

ロ、普通銀行・貯蓄銀行両者間の差別を解消させる方針のもとに、普通銀行が貯蓄銀行業務を兼営できることにし、同時にこの際、現存貯蓄銀行の普通銀行への合併による整理をも積極的に促進する。

ハ、普通銀行の統合がまだ進行していない地方では、貯蓄銀行業務の兼営が認められるのを機会に、合同を促進のうえ、有力な地方銀行を作ってこれに貯蓄銀行業務の兼営を認可する。

ニ、普通銀行に対し信託業務の兼営を認めるが、信託業務は、大資本を持った信用確実なものによって経営されるべきで、小規模の業者が営業することは好ましくない。さしあたり兼営は、現存信託会社を合併する場合に限り認可する。

その後昭和18年3月に「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」(昭和18年3月11日、法律第43号)が公布(5月20日施行)され、貯蓄銀行および信託会社に関する上記の考え方が法制上具体化されたが、各種金融機関全般にわたる再編成についての上述のような方針の下で、本行支店長は全国金融統制会の地方委員、会長代理者として合同あっせんにあたった。全国金融統制会が発足した昭和17年ごろには、残存銀行が少なくなり、府県内の残っている銀行を1行にまとめることが目標であったから、それまでのようにどの銀行をどの銀行に合併させるかという相手選びの苦労はなくなったが、反面残存銀行はおおむねそれぞれの地方の有力銀行であり、しかもそれらの銀行に当面経営上に格別の欠陥のない場合でも合同させようとするのであるから、国策とはいえ銀行側の抵抗は強かった。またその多くはかつて何度か合同の動きがありながら実現に至

らなかったものであり、中にはこの間に生じた対立が感情的なものにまで発展しているといったケースもあった。加えて都市大銀行の系列・準系列銀行もかなり多く存在していたし、また郷土意識に根ざした排他的な銀行もあった。そうした背景の中で関係銀行の主張にそれぞれ耳を傾けながら、円満に合同を実現しようとした本行の苦労はなみなみならぬものがあった。

また、関係銀行が基本的に合同に同意したとしても、その後具体的な条件の決定にあたっては関係銀行の体面、つりあい等を配慮しなければならなかった。そのころ考査局は「銀行ノ合併ニ就テ」という銀行合同あっせんの要領・手引書というべきものを作成しているが、これは各支店が合同問題について直面するいろいろな問題に具体的に答えようとしたもので、新たな問題の発生に応じて何度か書き加え補正されたもののようである。その内容としては、合併の条件（形式、比率、持寄り積立金、重役、店舗、職員、退職金、のれん料等）、合併の手續・手順、大体の所要期間（仮契約の締結から登記に至るまで）、税金問題、資産の引継問題、異種金融機関の業務譲受等につき、関係法規の抜すい、書式ひな型をも付し解説しているが、これをみても本行の指導・あっせんの内容がいかに多様であり、きめ細かなものであったかをうかがい知ることができる。

以下、普通銀行の1県1行化最終段階における各地の状況と本行の関与ぶりについて具体例を紹介してみよう。

兵庫県の場合

兵庫県では昭和15年から16年にかけて県内ブロック別の統合により播州・兵和・全但の3行が新設され、昭和11年に神戸岡崎銀行ほか6行の合同により設立された神戸銀行とともに4行の中核銀行が形成されていた。しかしその他周辺小銀行を加えると昭和16年末でなお普通銀行が12行、貯蓄銀行が2行存在していた。

本行としては、神戸銀行が県内銀行中、規模・実力において抜群であり、これにすべて統合する方向で、まず神戸市および周辺の小銀行を併合させ、次いで播州その他地域の有力銀行を順次個別に併合させたい考えのようであった。ところが播州・兵和・全但3行の神戸銀行に対する反感が強く、この点を考慮した大蔵

省はまずこの3行を合同させようとした。これに対し本行、門川暴神戸支店長は昭和18年11月に大蔵省舟山正吉普通銀行課長に対し次のような書信を送り、大蔵省の方針について再考を求めている。⁽⁷⁾

今日となりては他県に比し銀行数過多なることは否み難く、当店としても予々此上の整理に付き考慮を廻らし情況幾分づつ進展に応じ随時御話合申上居りたる次第に有之、要は成る可く速かなる機会を捉へ神戸銀行へ合同せしめ、県下一銀行たらしむることを目途として、三行側に対しても努めて其気運の醸成を図り来りたる処に御座候、唯何分にも三行設立後日浅きことにも有之、之を神戸銀行に一東合併せしむる迄には猶聊か時日を懸け其間三行側をして精々速かに大合同を決定せしむる様仕向くること順当と考へられたるを以て、今日迄は敢て急迫を避け三行就中播州と神戸銀行との関係を円滑密接ならしめ、其歩み寄りを促進する様指導し来れることに有之候……当面の解決策としては三行合併と云ふことにて済ませ得るならば将来は兎に角差当りは現状維持に一步を進めたる程度を以て一応鼻を付け得ることとなる故最も好都合と考ふる傾向に御座候処、右は県下に新なる一地方銀行の独立を認むる形となり、或は却て神戸との競争を激しくして相互疎隔を招く虞も可有之、延いて全県一丸を目途とする整備方針実現にも遅延を来すことあるべき様存ぜられ……而して今日三行の大合同に対する態度は必しも全部が回避的にては無之様にて、兵和は神戸との従来の協調関係もありて結局は異議なき空気濃厚に有之、全但は大勢順応、播州に対しては大合同必成を期し相当の圧力を加ふるに於ては同行としても将来の動向に付き慎重考慮を重ねるの気運に向ふことも期待し得べきかとも被存候

当時、播州・兵和・全但の3行間ではすでに合同についての覚書を交換していたが、門川支店長はこれら3行を説得するとともに県知事を通じて大蔵大臣に働きかけ、大蔵省の了解をとりつけたうえ以後3行のみの合併手続を停止させた。⁽⁸⁾

その後、昭和19年、神戸銀行に前記播州・兵和・全但の3行のほか香住・福本の2行を加え、計6行が合同するという方向のあっせんが行われたが、このうち香住銀行がこの合同に強く反対したため、結局昭和20年3月、神戸銀行が香住を除く4行を合併するという形で合同が実現した。さらに翌4月、神戸銀行は神戸湊西銀行・恵美酒銀行を買収したので、この結果兵庫県の普通銀行は、神戸銀行と香住銀行の2行となった。⁽⁹⁾

香住銀行は兵庫県の日本海沿岸、香住町に所在し、明治30年（1897年）に創立され、沿岸漁家・水産加工業者を主な顧客とする銀行であったが（ただし創立時の行名は「美合銀行」であった）、同行は前述の6行合同案に対し当初応諾の意向を示したものの、その後反対に転じ、本行および大蔵省の再三、再四にわたる勸奨にも応じなかった。昭和20年1月23日付の本行文書は、神戸支店長からの電話連絡の内容として「香住に対し手紙、電報にて来行を促したるも埒あかず、重役を集めて置いて貰ひ当方より出掛けたり、結論としては合併には絶対反対、命令を出すなら出しても宜しいとの言分にして」と記している。一方香住銀行は本行や大蔵省の合同勸奨に対し「株主等は年末に一度帰港せるより直ちに出帆出漁致し……目下地方は積雪二三尺を見るが如き悪天候にて、海上大荒れにて其後帰船なき状態に有之を以て、此れ又何等協議すること出来不申」とか、あるいは「屢屢御電話頂戴仕り候も今以て臥床致居り恐縮の外無之……如何に考案するも地方産業に対する将来の名案を得るに不非ば絶対不可能なるを信ずる」としてついに神戸銀行への合併を拒み通した。

難航した「一県一行」化と本行の態度

前述したように、昭和17年夏、本行において地方銀行の整理統合方針を検討した際の結論は、「一県一行」というのは一応の目安であり、必ずしもこれにこだわるものではないということであった。しかしその後の合同勸奨についての本行や大蔵省の取組み方をみると、やはり最終的には全国的に「一県一行」を実現することが望ましいという考え方がかなり強かったように思われる。この点は昭和18年1月に考査局が取りまとめた「全国銀行統合並店舗整理案」にもよく表われている。これは大蔵省から本行に対し意見の提出を求めてきたのにこたえるため、考査局が各支店長の意見を徴求し、それを取りまとめたものであるが、この整理案によれば、最終的に「一県一行」の例外として残るのは東京府・新潟県・兵庫県の3府県にすぎないことになっていた。このうち新潟県については、すでに昭和17年5月に新潟市と長岡市にそれぞれ本店銀行を置くという方針が決定していた。⁽¹³⁾ また兵庫県については、神戸銀行および播州・兵和・全但の3行合同に

より設立する銀行の2行とするのが適当としていた（もっとも、その後現地支店長は前述のように1県1行化を是とする立場をとった）。これに対し大阪府の場合は、住友銀行・三和銀行の大合同を実現させることによって、野村銀行をも併合させ、普通銀行1行の態勢とするのが望ましいとされていた。

もちろん、以上は当時の現地支店長の内々の構想であって、必ずしも本行が正式に決定した方針ではないが、これらの構想では若干の例外を除き、「一県一行」を指向していたことは明らかであり、ここに当時の本行の銀行合同に対する姿勢の一端をみることができる。ところで昭和20年末において、実際に複数の普通銀行が残った都府県のうちには、前記新潟県のように複数行存続の方針が決定していたものもあったが、その他の府県の場合は、本行や大蔵省としては「一県一行」を指向しながら、結局実現をみることができなかつたものであった。これは合同を勧奨される銀行側の強い抵抗があったことを示すものであり、その中で合同政策を強行しようとした当局側からいえば、多くの苦勞を味わつたということになる。

そうした「一県一行」を実現できなかつた事例として、青森県の場合をみてみよう。昭和16年当時、青森県下の普通銀行は第五十九・八戸・津軽・板柳・青森・弘前商業・佐々木・青森商業の8行であったが、これら8行の合同への動きは同年夏ごろから始まつた⁽¹⁴⁾。翌17年1月、斎藤良弼秋田支店長は、大蔵省舟山正吉普通銀行課長とともに青森県庁に出向き、8行の合同を勧奨した。しかし第五十九銀行およびその系統と目される佐々木・青森両行と、その他5行との対立が激しく、結局この話はまとまらなかつた⁽¹⁵⁾。その後同年5月、秋田支店長は岩波守文に代わつたが、新任の岩波支店長は以上のような状況から、8行を直ちに合同させることには無理があると判断し、とりあえず、とくに合同反対の意向の強い青森商業・板柳両行を除く6行の合同を実現させようとして、その旨を新木栄吉理事へ進言した。ところが本行首脳や大蔵省は「二行を除く名分なく……現下銀行合同の本義よりしても……反対するの故を以て二行を除外することの不可並に易きに就く取扱が他に悪例となる可き⁽¹⁶⁾」として、あくまで8行の合同を図ろうとした。このため青森県下の銀行合同はなかなか進捗しなかつた。しかしその後各行

の態度にも変化が生じ、昭和18年10月、ようやく第五十九・八戸・津軽・板柳・青森の5行が参加して、新「青森銀行」が発足した。さらに翌19年6月、青森銀行は、弘前商業・佐々木両行を買取したので、結局終戦時における青森県下の普通銀行は青森銀行と青森商業銀行の2行となった⁽¹⁷⁾。

このほか秋田県では秋田銀行と羽後銀行の合同が計画されたが、後者の反対が強⁽¹⁸⁾く、結局昭和20年1月、この合同構想は解消された。山形県でも同年初め合同への交渉が行われたものの合意に至らず、両羽・羽前長崎・荘内の3行存続のまま終戦を迎えた⁽¹⁹⁾。岐阜県の十六銀行と大垣共立銀行の合同計画も難航したが、昭和20年6月末ごろには本行、一万田尚登名古屋支店長の仲介もあり⁽²⁰⁾、両行の間では合併交渉が行われることになってきた。ところがその直後岐阜・大垣両市の空襲により両行とも被害を受けたため合同の交渉は中断され、そのまま終戦となった⁽²¹⁾。静岡銀行と駿州銀行の場合はいったんは合同交渉が成立しながら、終戦後その契約が破棄された珍しい例であり⁽²²⁾、また駿河銀行は大蔵省の強い勧奨にもかかわらず静岡銀行との合併を拒否し続けた⁽²³⁾。このため静岡県も普通銀行3行存続という結果になった。昭和20年6月ごろになると大蔵省も銀行合同に対する強行方針を捨てており⁽²⁴⁾、結局以上のほか若干の府県を含め、終戦時において14都府県で「一県一行」が実現しなかった。その背景についてみると、個々の銀行の経営面の特殊事情、たとえばそれぞれが基盤として持っている地域経済の差異、都市大銀行との関係の有無といったことによる面もあるが、同時に経営者個人の個性ないし物の考え方による面があったことも見逃しえないように思われる。

最後に都市大銀行間の合同問題をみることにしよう。既述のように、わが国の銀行合同問題が弱小銀行の整理統合という問題意識から出発していることもあり、銀行合同の対象は主として地方銀行であった。しかし戦時経済体制がしだいに強化されていく中で、都市大銀行間の合同もまた問題とされるようになった。とくに三井銀行は同行会長、万代順四郎の「財界がまだ幼稚な時には、信用のある三井などで金融機関を経営し、銀行に信用を持たせる必要があったが、今日では最早そのような必要はなくなった。従って三井銀行も適当な時期に、他の銀行と合併して三井から離れたほうがいい⁽²⁵⁾」という考え方から昭和13年6月、本行、

結城総裁を通じて第一銀行へ合併を申し入れたが、このときは第一銀行の反対で実現しなかった。しかし昭和17年12月、この両行合同案が再燃したときは、短時日のうちに両行の合意が成立した⁽²⁶⁾。このときも第一銀行側ではこの合同にあまり積極的ではなかったようであるが、当時の本行副総裁、渋沢敬三は第一銀行の出身であり、同副総裁は第一銀行側をして合同に踏み切らせるのに内々大いに尽力したようである⁽²⁷⁾。こうして昭和17年12月、第一銀行と三井銀行の合同により「帝國銀行」を新立することが発表され、金融界に大きな波紋を呼んだ。とくに大阪の大銀行はこの動きが大阪に波及することをおそれていた。当時本行内に大阪府内の全普通銀行を1行にまとめるという案があったことは前述のとおりであり、当時住友銀行社長であった岡橋林が後年語ったところによれば、第一・三井両行の合同が発表された直後、結城総裁から住友・三和両行の合同を勧められたとい⁽²⁸⁾う。また当時三和銀行頭取であった中根貞彦も、第一・三井両行の合同発表の前日にその知らせを受け、急きょ関係銀行に意見を打診したといわれている⁽²⁹⁾。しかしこの合同案には住友銀行も三和銀行も反対であり、住友・三和とともに大阪系3行といわれた野村銀行も、住友・三和両行が合同しない場合、自行がそのどちらかと合同することはしないとの意見を表明したとい⁽³⁰⁾う。このようにして大阪3銀行の合同問題はなかなか進展しなかった。結城総裁はこの合同案にかなり熱心であったといわれ、翌19年3月にも中根三和銀行頭取に対し再度住友銀行との合同を要請したが、結局この合同は実現しな⁽³¹⁾かった。

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) 日本銀行保有資料『銀行合併参考書類』昭和16年～20年。
- (7) 日本銀行保有資料『地方銀行合併に関する書類、その四』昭和16年～20年。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (8) 同上。
- (9) 神戸銀行史編纂委員『神戸銀行史』同行、昭和33年、210ページ、247ページ、253ページ。

5. 銀行合同と日本銀行

- (10) 前掲『地方銀行合併に関する書類、その四』。
- (11) 日本銀行保有資料『神戸岡山支店管内銀行合併の件』昭和16年～18年。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 日本銀行保有資料『全国銀行統合並店舗整理案』昭和18年。
- (13) 北越銀行行史編纂室『創業百年史』同行、昭和55年、474ページ。
- (14) 青森銀行行史編纂室『青森銀行史』同行、昭和43年、489～490ページ。
- (15) 日本銀行保有資料『関東・東北・北海道地方銀行合併ノ件』昭和17年～19年。
- (16) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (17) 前掲『青森銀行史』523ページ、572～574ページ。
- (18) 羽後銀行『羽後銀行八十年史』同行、昭和50年、121～122ページ。
- (19) 山形銀行八十年史編纂委員会『山形銀行八十年史』同行、昭和56年、282ページ。
- (20) 日本銀行保有資料『地方銀行合併に関する書類、その三』昭和17年～20年。
- (21) 十六銀行『十六銀行百年史』同行、昭和53年、364～365ページ。
- (22) 清水銀行三十五年史編纂委員会『清水銀行三十五年史』同行、昭和38年、548～555ページ。
- (23) 岡野喜太郎「私の履歴書」(日本経済新聞社編『私の履歴書』第5集、同社、昭和33年、所収) 103～105ページ。
- (24) 前掲『地方銀行合併に関する書類、その三』。
- (25) 佐々木邦編『在りし日——人としての万代順四郎』万代トミ、昭和39年、401～402ページ。
- (26) 三井銀行『三井銀行 一〇〇年のあゆみ』同行、昭和51年、188～191ページ。
- (27) 山口和雄「敬三の経済活動」(渋沢敬三伝記編纂刊行会編『渋沢敬三』下、同会、昭和56年、所収) 740～743ページ。
- (28) 住友銀行行史編纂委員会『住友銀行八十年史』同行、昭和54年、350ページ。
- (29) 前掲「中根貞彦氏金融史談速記録」105～106ページおよび前掲『三和銀行の歴史』174～175ページ。
- (30) 日本銀行調査局編『結城豊太郎宛書信集』第5集(「臨雲文庫」資料の複写) 同局、昭和45年および前掲『住友銀行八十年史』351ページ。
- (31) 前掲『三和銀行の歴史』175～176ページ。